

平成17年1月24日、総務大臣が

4市町村の廃置分合(合併)を官報告示

昨年12月の長野県議会の合併議案議決及び県知事の決定を受け、平成17年1月24日、総務大臣が佐久市、臼田町、浅科村、望月町の廃置分合(合併)について官報告示を行いました。これにより、4市町村による4月1日の合併が正式に決定されました。

〈告示文(写し)〉

○総務省告示第百九号

市町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、佐久市、南佐久郡臼田町、北佐久郡望月町及び同郡浅科村を廃し、その区域をもって佐久市を設置する旨、長野県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月二十四日

総務大臣 麻生 太郎

選挙日程が内定しました

～ 農業委員会委員選挙も実施～

佐久市、臼田町、浅科村、望月町では、2月3日、4市町村合同の選挙管理委員会を開催し、新市発足に伴う佐久市長選挙、佐久市議会議員一般選挙並びに佐久市農業委員会委員一般選挙の日程について、次のとおり内定しました。

佐久市長選挙並びに佐久市議会議員一般選挙

告示 平成17年4月17日(日)

投開票 平成17年4月24日(日)

佐久市農業委員会委員一般選挙

告示 平成17年5月8日(日)

投開票 平成17年5月15日(日)

※新市発足後の新しい佐久市選挙管理委員会において4月1日に正式決定します。

Q 新市の市長が決まるまで、市長は不在になるの？

A 『市長職務執行者』がその職に就きます。

現市町村長は、3月31日をもって失職しますが、合併前に、4市町村長の内から協議により『市長職務執行者』を決定します。

市長職務執行者は、4月1日から新市長が選挙により選ばれるまでの間、市長の職務を行うこととなります。

佐久市長
佐久市議会議員